



paperlogic®

導入事例

2020.11

導入製品：paperlogic 電子契約

【専門サービス業（監査）】

デジタル監査時代を先取り、 法人間の取引は電子契約でデータの真正性を担保

電子契約サービスが乱立するなか、監査法人が選ぶ電子契約の基準とは何か。電子契約は法的要件を満たし適切に作成（締結）され保存されることが必要で、デジタル監査に耐え得る機能が求められる。



導入の狙い

- 顧客との契約の電子化



導入の効果

- デジタル監査に対応した法的要件/内部統制確保

導入の背景

ESネクスト監査法人は、「次世代を担う経営者と共に社会のイノベーションをリードする」とのビジョンのもと大手監査法人出身メンバーを主体に2020年7月に設立され、DX（Digital Transformation）による次世代「デジタル監査」を追求しています。

お客様の多くはITリテラシーが高い若い経営者のベンチャー企業を中心に、契約をペーパーレスで締結することに全くと言っていいほど抵抗感がないということで、お客様との監査契約やアドバイザリー契約の締結時にpaperlogic電子契約を利用しています。



鈴木 真一郎氏（統括代表パートナー）

法人名：
ESネクスト監査法人
設立：
2020年7月1日
所在地：
東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビルディング9F
代表社員：
鈴木 真一郎（統括代表パートナー）
植野 和宏（代表パートナー）
落合 誉（代表パートナー）
加藤 健一（代表パートナー）
呉田 将史（代表パートナー）
高畑 明久（代表パートナー）
中川 真紀子（代表パートナー）

導入の効果

ベンチャー企業の多くは何らかの形で電子契約サービスを既に利用していることがあり、様々な機能・仕様面の違いがあるといいます。監査法人、また自らが公認会計士という視点からは、電子契約データの真正性に関して配慮がなされるべきとお話いただきました。従来、紙の契約書へ法人代表印を押印していたような契約書では、一定の内部統制（誰がどんな権限で決裁、社内のどの規程に則って押印処理がなされるか、など）が働き、契約書の改ざん防止や真正性の確保がなされていたはずですが。

電子契約においても、そうした配慮が必要だということです。

お客様と監査契約やアドバイザー契約などの重要な契約を行う際には、paperlogic電子契約のPKI（Public Key Infrastructure）基盤に基づく両契約当事者の電子証明書を付した電子契約で締結しており、「お客様へ、ハンコの持つ意義を交えながら電子契約のスペックの違いについてもレクチャーしている」ということです。

(図1：契約両当事者による電子証明書を伴う電子署名)



鈴木統括代表パートナーは「紙の契約書では重要なものへ双方が企業の実印を押していたのに電子契約ではメールアドレスによる個人認証のみということになると、契約当事者としての本人性を担保できるのか疑問がある」と提起されています。

電子契約の根拠法として電子署名法が挙げられますが、法3条では契約当事者の電子証明書を伴う電子署名が付された場合「当該作成名義人が当該電子文書を作成したことが推定される」とあり、同法に準拠した電子契約を行うことが法的リスク排除の基本となるという考え方です。

内部統制と監査証跡

特に会計監査を受ける企業においては内部統制の整備・運用は重要で、契約が「本当に契約当事者が承認しているのか」ということが記録として残り、確認できるかが大前提になるということです。

paperlogic電子契約では、「電子のハンコ」により上述の契約当事者の電子証明書に加え、税務関連等法令の保存要件を満たす認定事業者のタイムスタンプを付与します。これにより下図2のような法的な証明力、ひいては監査証跡として改ざん不可能な契約行為の記録が可能となっています。

(図2：ペーパーロジックの電子認証基盤)



#plc20002201124

※文中の会社名・製品名などは、各社または各団体の商標もしくは登録商標です。※文中に記載されている各人の肩書や固有名称は取材当時のものであり、本書配布時点で変更されている可能性があることをあらかじめご了承下さい。Copyright©2017-2020 paperlogic Co., Ltd. All Rights Reserved.

ペーパーロジック株式会社

〒141-0022 東京都品川区東五反田一丁目6番3号いちご東五反田ビル3F TEL: (03)5791-1910 FAX: (03)6888-5119
Email: info@paperlogic.co.jp URL: https://paperlogic.co.jp

契約相手先にとっての利便性

「paperlogic電子契約では、契約相手先が電子証明書を持っていない場合でも、画面上の手続きで簡単に証明書の発行申請ができて便利」ということで、初めてのお客様とでも抵抗なく『紙の実印と同等の効力』を持つ電子契約を締結できると喜んでいただいています。

申請手続きは簡単でpaperlogic電子契約画面上で申請者の姓名（ローマ字）を入力、本人確認書類をアップロードします。社名を証明書に記載するには、本人確認書類の他に会社の登記簿謄本をアップロードいただく仕組みになっています。

(図3：証明書申込みフォーム)

最後に

paperlogic電子契約では、誰がいつ契約行為を行ったかを記録に残すことができ、将来のデジタル監査時代に完全対応することができます。電子取引は、今後ますます増加し、その記録を法令に準拠した形で残していくことは重要です。

特に、新しいベンチャー企業とのお取引が多いESネクスト監査法人では、近い将来のIPOを目指すこれらのお客様に対して内部統制強化を実現するツールとしてペーパーロジックを薦めていくとおっしゃっていただいています。